

## 環境影響評価書案審査意見書

「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池百合子

### 記

#### 第1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2 対象事業の名称及び種類

名称：京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業

種類：鉄道の改良

3 対象事業の事業区間

起 点：港区高輪二丁目

終 点：品川区北品川二丁目

## 第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

### 【騒音・振動】

- 1 本事業は工事が長期間にわたる上、予測値が勧告基準と同程度の工種があること、また、夜間にも工事が実施されることから、周辺住民に対して工事内容を十分に説明するとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の影響を低減するよう努めること。
- 2 工事の完了後における鉄道騒音について、高さ方向の予測を2地点で実施しているが、本事業区間については高架に近接して中高層の住宅等が存在し、かつ、急曲線区間があることから、完了後の鉄道騒音の実態を適切に把握し、必要に応じてより一層の環境保全のための措置を検討すること。